

入札説明書（入札 No10～12 総務部総務課）

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項、いわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望するもの（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書（入札No.10～12 総務部総務課）のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書（入札No.10～12 総務部総務課）のとおり
- (4) 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札参加申込方法

入札者は、2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、(1)に定める提出書類を、令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 5 時 15 分までに 4 (3)に定める場所に持参により提出すること。

なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出または説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- イ 市の発行する身分証明書（個人の場合）又は写し
- ウ 住民票（法人にあっては商業登記簿謄本）又は写し
- エ 印鑑証明書又は写し
- オ いわき市に納税義務がある者は市が発行する納税証明書又は写し
- カ 同意書
- キ 誓約書
- ク 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- ケ 販売品目に許認可等が必要な場合はその免許証の写し（該当の場合のみ）
- コ 会社更生手続き又は民事再生手続きの開始の決定を受けた者が、入札に参加する

ことに支障がないことを証明する書類

サ 公告 2(5)における実績を申告する書類（書式は任意）又は写し

シ 自動販売機設置に係る2年間の使用許可を受けた実績があるものは、その許可書の写し

※ イ～オは、発行後3か月以内のものに限ります。

(2) (1)の書類を提出し、資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）を郵送するので確認すること。

(3) 入札参加資格がないと通知された者は(2)の通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。市は、説明を求められた日から起算して6日以内（休日を除く。）に書面をもって回答する。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び時間

ア 場所 (3)に示す場所に同じ。

イ 期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月24日（火）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く）

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までを除く）

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年3月16日（月）午前10時15分

※ 入札は案件ごとに順次執り行う。

イ 場所 いわき市役所 議会棟 第5委員会室

(3) 問い合わせ先

郵便番号 970-8686 いわき市平字梅本21

いわき市総務部総務課（本庁舎4階）

電話番号 0246-22-7401

ファクシミリ 0246-22-7034

電子メール somu@city.iwaki.lg.jp

5 入札の方法

(1) 入札時に必要な書類等

ア 一般競争入札参加資格確認通知書

イ 委任状（代理人が入札される場合）

ウ 入札書

エ 印鑑（実印）

(2) 入札の方法

(1)に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

入札者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること

入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金

免除とする。

7 開札等

(1) 開札は、4(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができる。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関しいわき市長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。

(2) 入札者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当するものを入札代理人にすることができない。

- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたもの
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したもの
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外のものは入場できない。
 - (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
 - (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回することができない。

10 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) いわき市が定める予定価格以上での最高の価格を持って有効な入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出したものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。
- (4) 落札者には、落札決定通知書を交付する。

13 契約保証金

免除とする。

14 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 契約の締結は、落札決定通知を受けた日から7日以内に行うこと。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

15 貸付料の納付

各年度、いわき市が発行する納入通知書により一括納付すること。

16 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。
- (2) 貸付場所は設置配置図のとおりであるが、入札者において貸付場所を事前に確認すること。なお、貸付場所の確認に際しては、貸付場所に関する参考データ（施設の概要）に記載してある連絡先に事前に連絡して訪問すること。